事 務 連 絡 令和 5 年 5 月 2 5 日

警察庁交通局交通規制課長 国土交通省道路局環境安全·防災課長 殿 文部科学省総合政策教育局男女共同参画共生社会学習·安全課長

こども家庭庁成育局安全対策課長

暫定的な安全対策の検討等に係る関係省庁の連携、配慮について(依頼)

千葉県八街市の事故を受けて令和3年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、通学路合同点検部分の進捗状況については、本年4月5日に開催された第4回交通安全対策に関する関係閣僚会議において報告されたところ、同会議において、内閣総理大臣から、

- 「令和5年度末までに概ね完了する」という当初の目標については、達成する 見込みが立ちつつある
- 残された箇所については、用地買収等に時間がかかるとの報告も受けたが、このような箇所についても、「こどもまんなか社会」を実現する上で、すべてのこどもたちの通学路の安全を確保することが重要
- 残る通学路の安全対策の取組を加速するとともに、暫定的な安全対策の実施を 含め、目標期間の令和 5 年度末までに、通学路合同点検対象の全国 7 万 6,404 か 所すべてにおいて安全対策を講じることを目指して、取り組むこと

との発言があったところです。

今後、対策未了となっている対策必要箇所において、暫定的な安全対策の実施の可 否及びその安全対策の内容について精査されることとなりますが、その際、教育委員 会・学校、警察、道路管理者が連携して最善の対応がとれるよう、各省庁ご配慮をお 願いいたします。

【本件担当者】

こども家庭庁成育局安全対策課 (内閣府政策統括官(政策調整担当)付) 宮脇、志村

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL: 03-6257-1448 (直通)

kenichi. miyawaki. x3z@cao. go. jp daisuke. shimura. v6w@cao. go. jp